

重信川重要水防箇所一覧表(平成23年 4月 1日現在)

番 号	市町村名 (水防管理団体)	危 険 箇 所	評 定	地 整 担 当 出 張 所	県 側 担 当 土 木 事 務 所	水 防 対 策 工 法
1 重信川(右) 0/600+100 ~0/800+150	松山市 (松山市水防団)	垣生箇所 漏水 L=250m	B	重信川出張所	中予地方局建設部	月の輸工等
2 " (右) 0/600+100 ~1/200+100	(")	" 旧 川 L=500m	要	"	"	
3 " (右) 1/000 ~3/800	(")	" 漏水、法崩れ・すべり L=2,800m	B	"	"	月の輸工 杭打積土のう工等
4 " (右) 2/600+50 ~3/000	(")	" 漏 水 L=420m	B	"	"	月の輸工等
5 " (右) 2/600+100 ~2/800+100	(")	" 水衝・洗掘 L=200m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
6 " (右) 3/600+100 ~3/800	(")	" 水衝・洗掘 L=100m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
7 " (右) 4/200+100 ~5/600+100	(")	古川箇所 水衝・洗掘 L=1,400m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
8 " (右) 5/600+50 ~5/800+175	(")	" 堤防断面 L=320m	A	"	"	
9 " (右) 5/800-195 ~6/000-105	(")	" 堤防高 L=375m	B	"	"	積み土のう工 改良積み土のう工
10 " (右) 8/000+40 ~8/200+110	(")	井門箇所 堤防断面 L=360m	B	"	"	
11 " (右) 8/200+70 付近	(")	" 堤防高 L=50m	A	"	"	積み土のう工 改良積み土のう工
12 " (右) 8/600+100 ~8/800+50	(")	森松箇所 漏 水 L=150m	B	"	"	月の輸工等
13 " (右) 8/800 ~8/800+100	(")	" 旧 川 L=100m	要	"	"	
14 " (右) 10/000 ~11/400	(")	" 漏水、法崩れ・すべり L=1,400m	B	"	"	月の輸工 杭打積土のう工等
15 " (左) 9/800+190 ~10/800+100	(")	久谷箇所 水衝・洗掘 L=900m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
16 " (左) 11/400+100 付近	(")	中野箇所 堤防断面 L=20m	A	"	"	
17 " (左) 11/400+100 ~13/000	(")	" 漏 水 L=1,500m	B	"	"	月の輸工等
18 " (左) 13/400+100 ~14/800+100	(")	久谷箇所 水衝・洗掘 L=1,400m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
19 " (左) 1/000+100 ~1/200+100	松前町 (松前町水防団)	松前箇所 水衝・洗掘 L=200m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
20 " (左) 1/000 ~1/600	(")	" 法崩れ・すべり L=600m	B	"	"	杭打積土のう工等

番 号	市 町 村 名 (水防管理団体)	危 険 箇 所	評 定	地 整 担 当 出 張 所	県 側 担 当 土 木 事 務 所	水 防 対 策 工 法
21 重信川(左) 2/400 ~3/200	松前町 (松前町水防団)	松前箇所 漏水、法崩れ・すべり L=800m	B	重信川出張所	中予地方局建設部	月の輪工 杭打積土のう工等
22 " (左) 2/600+100 ~3/200+100	(")	" 水衝・洗掘 L=600m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
23 " (左) 4/000+100 ~4/400+100	(")	中川原箇所 水衝・洗掘 L=400m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
24 " (左) 4/000 ~4/400	(")	" 漏水、法崩れ・すべり L=400m	B	"	"	月の輪工 杭打積土のう工等
25 " (左) 4/600+100 ~4/800+100	(")	" 水衝・洗掘 L=200m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
26 " (左) 4/800+50 ~5/400	(")	" 漏 水 L=550m	B	"	"	月の輪工等
27 " (左) 5/000-55 ~5/000+55	(")	" 堤防高 L=100m	B	"	"	積み土のう工 改良積み土のう工
28 " (左) 5/200+130 ~6/000	(")	" 旧 川 L=700m	要	"	"	
29 " (左) 5/200 ~6/200+100	(")	" 漏水、法崩れ・すべり L=1,100m	B	"	"	月の輪工 杭打積土のう工等
30 " (左) 5/200+100 ~5/400+100	(")	" 水衝・洗掘 L=200m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
31 " (左) 5/800+100 ~6/000+100	(")	" 水衝・洗掘 L=200m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
32 " (左) 6/000-105 ~6/000-25	(")	" 堤防高 L=80m	B	"	"	木流し工 積み土のう工 改良積み土のう工
33 " (左) 6/000 ~6/200+100	(")	" 漏 水 L=300m	B	"	"	月の輪工等
34 " (左) 13/600+100 ~14/400+100	東温市 (東温市水防団)	拝志箇所 漏 水 L=800m	B	"	"	月の輪工等
35 " (左) 14/000 ~14/200+100	(")	" 旧 川 L=300m	要	"	"	
36 " (左) 14/800+100 ~16/600+100	(")	" 旧 川 L=1750m	要	"	"	
37 " (左) 14/800+140 ~15/200+140	(")	" 堤防断面 L=420m	B	"	"	
38 " (左) 16/200+100 ~16/400+100	(")	" 水衝・洗掘 L=200m	B	"	"	木流し工 むしろ張り工 シート張り工 捨て土のう工
39 " (左) 0/200 ~0/600	松山市 (松山市消防団)	市坪地区 漏 水 L=600m	B	"	"	月の輪工等
40 石手川(左) 1/800+35 ~2/000-40	(")	" 堤防高 L=120m	B	"	"	積み土のう工 改良積み土のう工

番 号	市 町 村 名 (水防管理団体)	危 険 箇 所	評 定	地 整 担 当 出 張 所	県 側 担 当 土 木 事 務 所	水 防 対 策 工 法
41 石手川(左) 2/000+150 ~2/200+180	松山市 (松山市消防団)	" 堤防高 L=230m	B	重信川出張所	中予地方局建設部	積み土のう工 改良積み土のう工
42 " (左) 2/000 ~3/200+100	(")	" 漏水、法崩れ・すべり L=1,300m	B	"	"	月の輪工 杭打積土のう工等
43 " (右) 1/800-80 ~1/800+100	(")	余土箇所 堤防高 L=180m	B	"	"	積み土のう工 改良積み土のう工
44 " (右) 0/000 ~2/000	(")	" 法崩れ・すべり L=2,000m	B	"	"	月の輪工 杭打積土のう工等
45 重信川(右) 3/200+29	松山市	宝井樋門	A	"	"	月の輪工等
46 " (右) 9/400+116	"	森松悪水樋管	A	"	"	"
47 " (右) 10/200+142	"	須先樋管	A	"	"	"
48 " (右) 0/800+119	"	重信川水管橋	A	"	"	
49 " (右) 3/200+97	"	伊予鉄重信川橋	A	"	"	
50 " (右) 5/200+20	"	JR重信川橋梁	A	"	"	
51 " (右) 9/200+160	"	重信橋	A	"	"	
52 石手川(左・右) 1/600+11	"	JR石手川橋梁	A	"	"	
53 " (左・右) 1/800+125	"	市坪橋	A	"	"	
54 " (左・右) 0/200+28	"	水小屋サイフォン	A	"	"	
55 重信川(左) 6/400+147	松前町	横井手用水樋門	A	"	"	月の輪工等
56 " (左) 0/800+119	"	重信川水管橋	A	"	"	
57 " (左) 3/200+97	"	伊予鉄重信川橋	A	"	"	
58 " (左) 5/200+20	"	JR重信川橋梁	A	"	"	
59 " (左) 8/600+109	伊予市	赤坂用水樋管	A	"	"	月の輪工等
60 " (左) 9/000+41	砥部町	古樋樋門	A	"	"	"

番 号	市 町 村 名 (水防管理団体)	危 険 箇 所	評 定	地 整 担 当 出 張 所	県 側 担 当 土 木 事 務 所	水 防 対 策 工 法
61 重信川(左) 9/200+160	砥部町	重信橋	A	重信川出張所	中予地方局建設部	月の輪工等
62 " (左) 16/400+156	東温市	龍神用水樋管	A	"	"	"
63 " (右) 16/800+91	"	柳原掘貫樋管	A	"	"	"
64 " (左) 16/600	"	森ノ木集水暗渠	A	"	"	
65 " (右) 16/400	"	三ヶ村集水暗渠	A	"	"	

(判定)

A:水防上最も重要な区間

B:水防上重要な区間








要:要注意区間

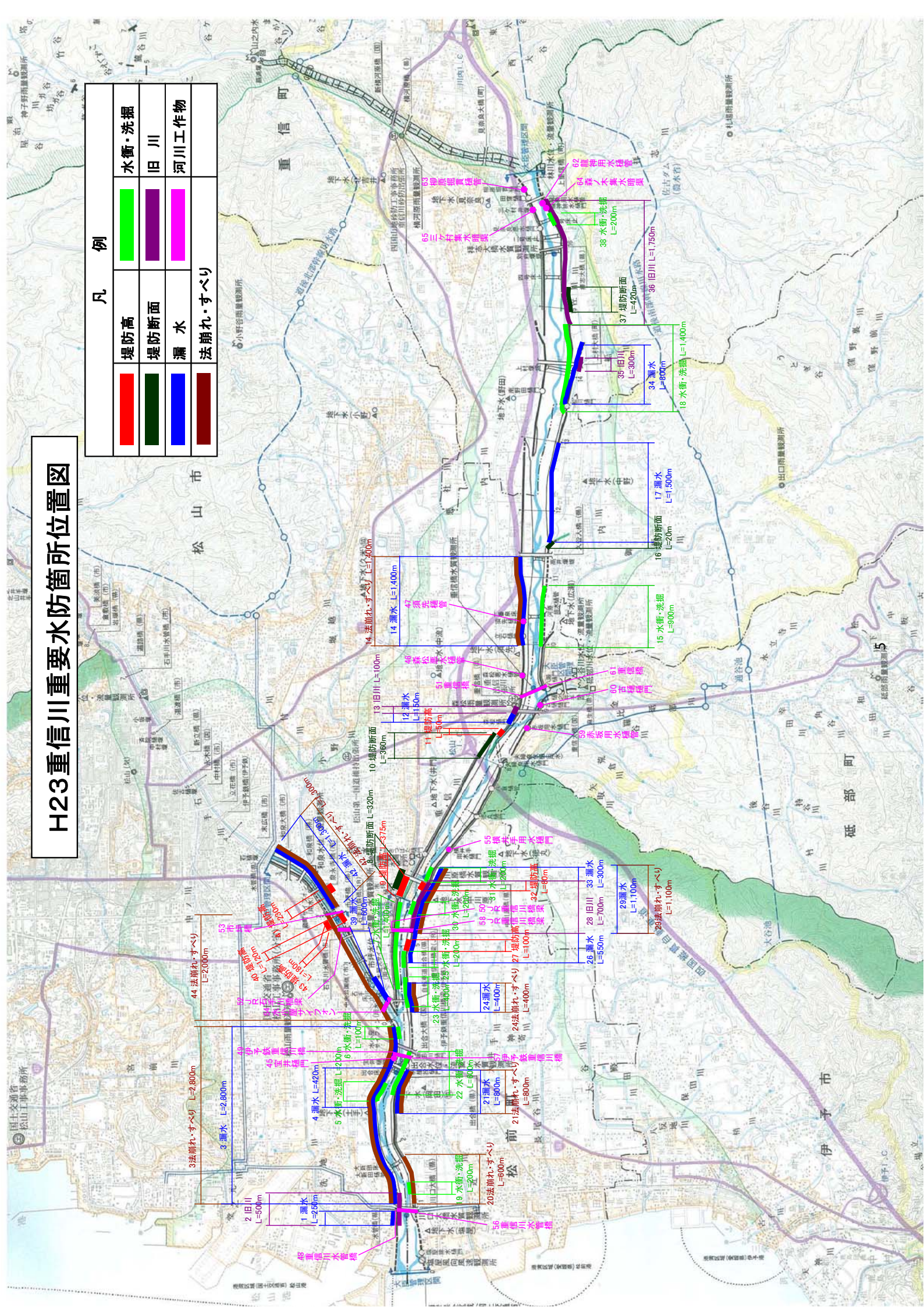
延長集計表

河川別	左右岸 の別	A		B		要注意		合計	
		箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
重 信 川	右岸	2	370	10	7,455	2	600	14	8,425
	左岸	1	20	21	11,550	3	2,750	25	14,320
	小計	3	390	31	19,005	5	3,350	39	22,745
石 手 川	右岸	0	0	2	2,180	0	0	2	2,180
	左岸	0	0	3	1,650	0	0	3	1,650
	小計	0	0	5	3,830	0	0	5	3,830
合計		3	390	36	22,835	5	3,350	44	26,575

H23重信川重要水防箇所位置図

凡例

	堤防高		水衝・洗掘
	堤防断面		旧川
	漏水		河川工作物
	法崩れ・すべり		



重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高(流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の二分の一未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ二分の一以上確保されている箇所。	
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後三年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。

(堤防高)

【解説】

堤防高(流下能力)については、現況河道断面において計画高水流量規模の洪水が流下したときに、想定される水位(以下「計算水位」という。)等により評定するものとしたものである。

高潮区間を持つ河川において、計算水位が計画高水位(以下「HWL」という。)と一致しないことが考えられ、この場合には高潮区間の末端において計算水位と計画高潮位が連続しないこととなるが、この場合、計算水位又は計画高潮位を延長することにより、両者を連続させることとする。

計算水位が現況の堤防高を越える箇所をAランク、現況の堤防高までの余裕高が当該地点における堤防の計画上の余裕高に満たない箇所をBランクとすることを基本とするが、堤防の構造、背後地の状況等を勘案し定めるものとする。例えば以下のような場合は、堤防高(流下能力)により水防上(最も)重要な区間としないと考えられる。

- (1) 改修計画上、堤防高はHWL相当とするが、越流による破堤を防ぐために3面張りとして整備された堤防の区間。
- (2) 河道が掘込河道(河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画水位以上の箇所)である区間。
また、堤防高(流下能力)の種別において重要水防箇所(Aランク及びBランク)となる箇所は、流下能力が不足する理由を明確にしておくものとする。

(堤防断面)

【解説】

堤防断面については、現況の堤防断面が計画の堤防断面の2分の1以上であるが現況の天端幅は計画の天端幅の2分の1以下の場合が考えられるため、断面及び天端幅により評定するものとしたものである。

堤防断面は、現況堤防の表法尻と裏法尻を結んだ線を基盤線とするものとしたとき現況の堤防断面及び計画の堤防断面はそれぞれ基盤線より上方の断面積とするものとし、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所をAランク、2分の1以上であるが計画の堤防断面あるいは天端幅に満たない箇所をBランクとするものとする。

(法崩れ・すべり)

【解説】

法崩れ・すべりについては、実績及び対策の有無等により評定するものとしたものである。

法崩れ・すべりの実績があるがその対策が未施工の箇所をAランク、その対策が暫定施工の箇所をBランクとするものとする。また、法崩れ・すべりの実績はないが、発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所もBランクとするものとする。

暫定施工とは法崩れ・すべりが発生したときに、応急的に講ぜられた措置をいい、所要の対策とはその後、必要に応じて講ぜられた抜本的措置をいうものとする。

(漏水)

【解説】

漏水については、実績及び対策の有無等により評定するものとしたものである。

漏水の実績があるがその対策が未施工の箇所をAランク、その対策が暫定施工の箇所をBランクとす

るものとする。また、漏水の実績はないが、破堤跡又は旧川跡で漏水が発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所も B ランクとするものとする。これは破堤跡又は旧川跡は地質的に脆弱である場合が多いと考えられ、漏水の実績がないとしている箇所でも、発見されていないだけである可能性も考えられることから B ランクとしたものである。

なお、破堤跡とは、主として漏水により破堤した箇所をいうものとする。

(水衝、洗掘)

【解説】

水衝・洗掘については、河床の深掘れ、堤防護岸の根固め等の破損の有無等により評定するものとしたものである。

水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしている箇所、堤防護岸の根固め等が一部破損している箇所あるいは波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績がある箇所で、その対策が未施工の箇所を A ランクとし、水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所を B ランクとするものとする。

対策が未施工の箇所とは、水衝、洗掘に対して抜本的な対策が講じられていない箇所をいうものとし、水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしている箇所の対策が暫定施工の場合は B ランクとすることができる。

洗掘あるいは深掘れの箇所及び深さによる危険度は、それぞれの河川の状況により異なると考えられることより、基準(案)には具体的な数値を示さないこととした。

(工作物)

【解説】

工作物については、河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置の必要性の有無あるいは河川横断工作物の桁下高等により評定するものとしたものである。

計算水位が橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等を越える箇所を A ランク、計算水位と河川横断工作物の桁下高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所を B ランクとしたことについては、堤防高(流下能力)における評定と同じ考え方としたものである。

(新堤防・破堤跡・旧川跡)

【解説】

新堤防の箇所は、上下流側の堤防あるいは基礎地盤とのなじみ及び出水期の経験による機能の確認等のために築造後三年以内は「要注意区間」としたものである。

破堤跡又は旧川跡の箇所は地質的に脆弱である場合が多いと考えられることより、その履歴を残すために所要の対策を施工した後も「要注意区間」としたものである。

なお、破堤跡とは、主として漏水により破堤した箇所をいうものとする。